

令和 8 年度 第 2 回八戸市男女共同参画審議会 会議録

日 時	令和 8 年 7 月 23 日 (木) 14 時 00 分～15 時 30 分
場 所	八戸市庁 別館 2 階 会議室 C
出席委員	安部委員、堤委員、松橋委員、加藤委員、気田委員、宮守委員、南委員、 上平委員 (計 8 名)
事 務 局	市長、総合政策部長、総合政策部次長兼市民連携推進課長、 男女共同参画推進室長、男女共同参画推進室員 3 名
次 第	1 開会 2 委嘱状交付式 3 市長挨拶 4 会長・副会長選出 5 議事 ・報告事項 (1) 八戸市男女共同参画審議会について (2) 八戸市の男女共同参画事業の概要について ・審議事項 (1) 第 6 次八戸市男女共同参画基本計画 (二次案) について 6 その他 7 閉会

次第 1 開会

●司会

皆様、本日は御多用のところ御出席いただきまして、ありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまより、令和 8 年度第 2 回八戸市男女共同参画審議会を開催いたします。

はじめに、市長から委員の皆様へ委嘱状を交付いたします。市長が皆様のお席に参りますので、お名前を呼ばれた方はその場で御起立の上、お受け取りください。なお、委嘱状お受け取り後は、順次、御着席ください

次第 2 委嘱状交付式

〔市長から委員へ委嘱状を交付〕

次第3 市長挨拶

●司会

それではここで、市長より御挨拶を申し上げます。

●市長

お忙しい中お集りいただきまして、誠にありがとうございます。また、快く委員をお引き受けいただきましたことに感謝申し上げます。

八戸市では、全ての人が性別に関わりなく、個性と能力を生かすことのできる男女共同参画社会の実現を目指し、平成13年に八戸市男女共同参画基本条例の制定及び男女共同参画都市宣言を行って以来、意識啓発や人材育成などに取り組んでまいりました。

現在、令和4年度から8年度までを計画期間とする「第5次八戸市男女共同参画基本計画」におきまして、「男女一人ひとりが生き生きと暮らすことのできるまち八戸市」を築くための三つの基本目標である、「固定的な性別役割分担意識にとらわれない多様な生き方を可能とする社会」、「男女がともに個性と能力を発揮し、多様性に富んだ活力ある地域社会」、「すべての人の人権と尊厳が尊重され、健康で安全安心に生活できる社会」の下、各種施策を実施しており、毎年度、事業の進捗管理や成果検証、必要に応じた見直しなどを行ってまいりました。

八戸市における男女共同参画は、これまでの継続的な取組により、着実な進展が見られますが、個人の価値観や社会動向は、時代の変遷とともに常に変化し続けており、これらの変化を的確に捉え、柔軟に取組を進めていく必要があるものと考えております。

今年度は、第5次計画の計画期間の最終年度となりますことから、次期計画となる「第6次八戸市男女共同参画基本計画」の策定に向け、当審議会において御審議いただきたいと考えております。

近年、若者や女性が地方を離れる動きが加速化しており、当市においても、将来的な人口減少の一層の進行が予想される中、女性が活躍でき、安心して暮らすことのできる、女性に選ばれる地域づくりを進めていくためには、様々な状況の変化を踏まえた事業の進捗管理や、次期計画の策定を担う当審議会の役割が、ますます重要になってくるものと認識しております。

私といたしましては、次期計画の策定と合わせて、来年度から新たな取組も行いたいと考えておりますので、委員の皆様におかれましては、当市の男女共同参画推進のため、幅広い見地から忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げまして、私からの挨拶といたします。よろしくお願い申し上げます。

次第４ 会長・副会長選出

●司会

本日は、委員 10 名中 8 名が出席されており、過半数に達しておりますので、八戸市男女共同参画審議会規則第 4 条第 2 項の規定により、会議が成立いたしますことを御報告いたします。

これより、規則に基づき、会長および副会長の選出を行っていただきますが、会長が選出されるまでの間、市長が仮議長を務めさせていただきます。市長は議長席へ御移動をお願いいたします。

●市長

それでは、会長が決まるまでの間、私が仮議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

さっそく、会長および副会長の選出に入ります。規則第 3 条第 2 項の規定によりますと、会長および副会長は、委員の皆様の互選により定めることとなっております。どなたか御推薦はございませんか。

●委員

はい。

●市長

委員、お願いいたします。

●委員

会長は、前期に引き続き堤委員に、副会長は、同じく前期に引き続き安部委員にお願いしてはいかがでしょうか。

●市長

ただいま、会長に堤委員、副会長に安部委員との御推薦がございましたが、皆様いかがでしょうか。

(「異議なし」の声多数)

●市長

はい、ありがとうございます。委員の皆様の御賛同をいただきましたので、会長に堤委員を、副会長に安部委員を選任することに決定いたしました。堤会長、安部副会長、どうぞよろしくお願いいたします。

これをもちまして、私の仮議長としての職務を終了いたします。皆様、御協力ありがとうございました。

●司会

ここで、市長は次の公務のため、退席させていただきます。

それでは、堤委員は会長席に、安部委員は副会長席に、お移り願います。

ここで、改めまして、委員の皆様を御紹介いたします。

〔委員紹介〕

●司会

以上 10 名の皆様で、令和 10 年 6 月 30 日までの約 2 年間、男女共同参画の推進に関する施策の審議などを行っていただきます。

それでは、ここで堤会長から一言御挨拶をお願いします。

●会長

改めまして皆さんこんにちは。ただいま御推挙いただきまして、会長ということで引き続きよろしくお願いしたいと思います。私はこの審議会に 10 年ほど関わらせていただいておりますが、今年度は先ほど市長の御挨拶もあったように第 6 次基本計画の策定の年ということもありまして、改めて身の引き締まる思いで、責任が重いなと感じております。皆様のお力添えいただきながら進めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

●司会

ありがとうございました。次に、安部副会長から一言御挨拶をお願いします。

●副会長

ただいま御紹介いただきました安部と申します。どうぞよろしくお願いいたします。第 12 期に引き続きまして、13 期におきましても副会長という大役を仰せつかりました。微力ではございますけれども、会長をサポートさせていただいて、委員の皆様と実りある議論ができればと考えておりますので、引き続きよろしくお願いいたします。

●司会

ありがとうございました。続きまして、事務局職員を紹介いたします。

〔事務局紹介〕

●司会

ここで、総合政策部長は、別の用務があるため、退席させていただきます。

次第 5 議事

●司会

それでは、これより議事に入ります。これからの進行は、会長にお願いいたします。

●会長

それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきますので、御協力のほどよろしく
お願いします。まず、議事に先立ちまして、会議の公開について、事務局から説明をお願い
します。

●事務局

それでは会議の公開について、御説明いたします。これより、事務局は着座にて御説明
させていただきます。

当審議会は、八戸市附属機関等の設置及び運営に関する要綱に基づき、「会議の公開」
と「会議録の公開」をすることとしております。また、会議の公開につきましては、傍聴
席を設けることとしております。なお、本日は、お申込みがございましたので、傍
聴者はございません。

会議録の公開につきましては、ホームページへの掲載と、市庁本館 1 階の市政情報コ
ーナーへの設置により公開しておりますので、本日の会議の内容も会議録を作成し、同
様に公開したいと考えております。

公開にあたりましての取扱いですが、委員名簿につきましては、皆様にお配りしてお
ります委員名簿のうち、個人情報保護の観点から、委員の氏名と選出区分、審議会での
役職のみ記載したものを公開させていただくほか、審議会が開かれるごとに、会議録に
出席者名を掲載させていただきます。

会議録には、発言者は特定せず、発言に応じて「会長」「副会長」「委員」と表示いたし
ます。会議録は、委員の皆様から御確認をいただいた後に公開いたします。市に情報開示
請求があった場合には、会議録を文書で開示いたします。以上でございます。

●会長

会議は原則として公開し、公開する会議録については、発言者の氏名は表記せず、会長、
副会長、委員と表記するということです。ほかの部分についても、皆さんよろしいでしょ
うか。

(委員賛同)

●会長

それでは、事務局案のとおりでお願いします。

このあとは、次第に沿って進めてまいります。まず、報告事項の(1)八戸市男女共同

参画審議会の概要について、事務局から説明をお願いします。

●事務局

それでは、「八戸市男女共同参画審議会の概要について」御説明いたします。お手元の資料1「八戸市男女共同参画審議会の概要」を御覧ください。

当審議会は、八戸市男女共同参画基本条例第17条に基づき、八戸市の男女共同参画の推進に資することを目的に、平成13年度に設置し、平成14年度から組織しております。資料の裏面には、参考として、設置根拠である条例第17条の抜粋を掲載しておりますので、後ほど御覧ください。

次に、「4.審議会の主な役割」といたしましては、一つ目として、男女共同参画の推進に関する基本的・総合的な施策、重要事項についての調査審議。具体的には、次期計画となる「第6次八戸市男女共同参画基本計画」の策定について御審議いただくこと。

二つ目として、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況の調査・検討。具体的には、「第5次八戸市男女共同参画基本計画」に登載している事業の進捗状況について、調査審議すること、などでございます。

「5.これまでの主な審議内容」については4と重複する記載もありますが、左側の下段「市民及び事業所意識調査について」というのは、次期計画の策定に備え、基礎資料とするために実施するアンケートの設問内容等に関するもので、令和6年度に御審議いただき、令和7年度にアンケートを実施いたしました。

「6.委員の皆様の任期」についてですが、本日から、令和10年6月30日までとなります。

次に、「7.委員の構成」は、条例第17条第5項において、委員定数は15人以内と規定されておりますが、今期は、皆様にお配りしております第13期委員名簿のとおり、知識経験者、事業者からの推薦者、関係行政機関、公募の計10名の皆様をお願いしております。

最後に、「8.今後の審議会の予定」についてですが、今年度は、今回のほかにあと2回の開催を予定しております。次回は10月上旬に、「第5次八戸市男女共同参画基本計画」の令和7年度の実績と令和8年度の実施状況について、そして、第6次計画の原案について御審議いただく予定としております。そして、来年2月下旬には、第6次計画にかかるパブリックコメントの結果を御報告しまして、その御意見を踏まえた第6次計画の最終案につきまして御審議いただく予定としております。令和9年度につきましても、「基本計画の進捗状況」などを案件に、年2回程度の開催を予定しておりますので、よろしく願いいたします。以上で説明を終わります。

●会長

ただいまの説明に対して、御質問等ありましたらお願いします

(質問等なし)

●会長

ないようであれば、「八戸市男女共同参画審議会の概要」については、以上で終わります。次に、(2) 八戸市の男女共同参画事業の概要について、こちらも事務局より説明をお願いします。

●事務局

改めまして、市民連携推進課長です。よろしくお願いいたします。本日は新たに委員になられた方もおられますので、私から、当市における男女共同参画事業の概要について、御説明いたします。資料 2-1を御覧ください。

スライドに番号がついておりますが、スライド番号 2 番を御覧ください。当市における男女共同参画推進の経緯を時系列に掲載しております。八戸市では、全国的にも早い時期から、男女共同参画社会づくりに着手しておりまして、平成 6 年度に「八戸市女性行動計画策定会議」というものを立ち上げ、平成 8 年度に「男女共同参画社会をめざすはちのへプラン」を策定するとともに、プランを具体的に推進するための実施計画を策定しております。国においては、平成 11 年に男女共同参画社会基本法を施行しておりますが、翌年に男女共同参画基本計画を策定されたことを踏まえて、当市では平成 13 年度に「八戸市男女共同参画基本条例」を制定しました。市の男女共同参画の推進に関する基本理念を定めるとともに、平成 8 年度に策定した「はちのへプラン」を「第 1 次八戸市男女共同参画基本計画」に位置付けております。また、市議会では、これを受けて「男女共同参画都市宣言」というものを決議しています。翌年度には、八戸市男女共同参画審議会を初開催しております。現在は 13 期目で、委員 10 名のうち女性 4 名、男性 6 名の構成で今は開催しております。

ページをめくっていただきまして、スライド番号 3 番を御覧ください。平成 17 年度に第 2 次、平成 23 年度に第 3 次、平成 28 年度に第 4 次と、基本計画を更新してきております。第 4 次基本計画については、女性活躍推進法に基づく基本方針等を勘案して、その計画の一部を市町村推進計画に位置づけしております。令和 3 年度には、第 5 次基本計画を策定しておりますが、現在はこの計画に基づき、各事業を展開しているところです。令和 5 年度は、組織の再編を行っておりまして、市民連携推進課内に「男女共同参画推進室」を設けております。性的マイノリティ関連業務を含めて総合的に取り組んでおります。そして今年度には、第 6 次基本計画の策定を予定しているところでございます。

続いて下段のスライド番号 4 番を御覧ください。こちらは、当市における男女共同参画事業の推進体制でございます。市民連携推進課内には、三つのグループと室がございま

す。NPO や市民団体の活動支援と町内会活動支援を行う「地域協働グループ」、それから、国際交流や多文化共生推進を担う「国際交流グループ」、そして、「男女共同参画推進室」でございます。令和 4 年度までは、「男女共同参画グループ」でしたが、令和 4 年 3 月に第 5 次八戸市男女共同参画基本計画を策定しまして、取組のさらなる強化を図る必要があったこと及び、福祉関係部署にあった性的マイノリティに関する業務も含めて総合的に取り組む必要があったことから、令和 5 年 4 月に組織の再編を行って、課長級の室長と、3 名の室員からなる「男女共同参画推進室」を新設したものでございます。

次のページのスライド番号 5 番を御覧ください。当市においては、平成 13 年に条例を制定し、様々な事業を推進しております。条例では、第 4 条から第 6 条にかけて、市、市民、事業者それぞれの責務というものを記載しております。第 7 条では、男女共同参画を推進するための指針となる基本計画の策定を義務化しております。男女共同参画社会基本法では、市町村の計画策定を努力義務としておりますけれども、当市では本条例により、計画策定を義務化しております。また、第 12 条で、毎年 10 月を男女共同参画推進月間と定めて、重点的に啓発活動を行うこととしております。事業についてはこの後御説明いたします。さらに第 13 条では、毎年、男女共同参画の推進状況及び施策の実施状況を公表することとしており、当市においてはホームページ等で公表しております。そして第 17 条で、この審議会の設置について規定しております。

次のスライド番号 6 番は当審議会委員の構成でございます。委員任期は 2 年で、現在は第 13 期となっております。

次のページをお開きください。上段のスライド番号 7 番を御覧ください。現在進行中の第 5 基本計画は、計画期間を令和 4 年度から令和 8 年度までの 5 年間としておりまして、「男女一人ひとりが生き生きと暮らすことのできるまち八戸市」を目指して三つの基本目標を定め、16 施策 121 事業に取り組んでいるところでございます。

下段のスライド番号 8 番を御覧ください。ここから、当市の男女共同参画の取組事例のいくつかを御紹介してまいります。はじめに、「男女共同参画意識啓発講演会」でございます。当市の教育委員会が主催し、市民を対象に生涯学習の場を提供することを目的として行っている「八戸市民大学」の講座の一つとして、市民連携推進課が共催して、「八戸市男女共同参画推進月間」である 10 月に、著名な講師の方をお招きした講演会を開催しています。昨年度は、脚本家の吉田恵里香さんの講演会を行ったところでございます。今年度は 10 月 29 日に、プロレスラーの蝶野正洋さんを講師に招いて開催する予定でございます。

次のページにまいりまして、上段のスライド番号 9 番を御覧ください。男女共同参画

社会を考える情報誌「WITH YOU」は、平成 10 年度から作成・配布しております。毎年 10 月と 3 月の年 2 回発行しております。公共機関や商業施設、学校、企業、銀行などに設置・配布しているほか、イベント時にも配布しております。また、バックナンバーを含め、市のホームページでデータをダウンロードして、過去のものも御覧いただくことができるようになっております。

下段のスライド番号 10 番を御覧ください。先ほど条例について御説明したときにもありましたように、毎年 10 月を男女共同参画推進月間に定めて、スポーツの試合会場や商業施設に職員が出向いて、ティッシュなど啓発グッズを配布しております。また、中心街のメインストリートで行われる「はちのへホコテン」でもブースを設けて、男女共同に関する意識調査のためのパネルアンケートの実施や、啓発グッズの配布を行っております。今年も 6 月 28 日に開催されたホコテンで啓発イベントを実施しております。市内の高校生 2 名にもボランティアスタッフとして従事してもらっております。

ページをめくっていただきまして、上段のスライド番号 11 番を御覧ください。職場や地域社会での活躍が期待される女性を対象に開催している「女性チャレンジ講座」は、平成 22 年度から行っておりますが、それ以前も、「はちのへ女性まちづくり塾」という事業を行ってまいりました。受講者はグループワークや行政講座等に参加しながらビジネススキルの向上やほかの参加者とのネットワークづくりを図り、2 年目にはグループ毎に行政課題研究に取り組み、市長に企画提案を行っていただいております。

下段のスライド番号 12 番を御覧ください。女性チャレンジ講座に参加した受講生は、講座修了後に提案した企画を実現させて、その後も継続して活動に取り組んでいる事例があるほか、市の附属機関の委員や、「若者マチナカ会議」のファシリテーターを務めていただくなど、まちづくり活動に積極的に関わっておられる事例が多くございます。

次のスライド番号 13 番を御覧ください。令和 5 年度からは、LGBT などの性的マイノリティ関連業務が福祉政策課から市民連携推進課に所管替えとなり、様々な取組を行っております。令和 4 年度は、主に市職員を対象とした研修会を開催したほか、多様な性のあり方に関する八戸市職員ガイドラインを発行し、市の各部局内で共有したほか、市のホームページでも公開しております。令和 5 年度からは市民を対象とした取組を充実させ、市民向けリーフレットの作成や性的マイノリティ関連講座の開催、市広報での特集記事掲載など、様々な取組を行っております。

次にスライド番号 14 番を御覧ください。男性の家事参加の促進を図るため、令和 6 年度から、20 代から 50 代までの男性を対象とした、家事スキルの取得や向上のための講座を年 2 回、開催しております。過去には、筋トレしながらの掃除や、喫茶店の味を再現

するナポリタンづくりなど、男性の興味を惹く内容を意識して行っております。

ページをめくっていただきまして、最後のスライドになります。令和5年度に、長者地区連合町内会からの要望により、男女共同参画出前講座を行ったところ、地域で女性を中心となって地域活性化に取り組みたいという御相談を受けたことから、地域協働グループで所管している「地域の底力実践プロジェクト」という補助制度を御活用いただき、「長者ららら会」という女性団体が設立され、女性が主体となった地域活動が行われております。このように、市民連携推進課では、男女共同や女性活躍推進にあたって地域や市民団体等から相談を受けた場合に、具体的な取組が立ち上がるような支援を行っております。

私からの説明は以上でございますので、引き続き、男女共同参画推進室長から、男女共同参画事業の概要について御説明させていただきます。

●事務局

それでは、引き続き、今度は資料2-2により、もう少し御説明してまいります。先ほどの説明と重複する部分につきましては、説明を割愛させていただきます。

まず、目次をお開きください。こちらの資料には、概要といたしまして、現行計画に至るまでの歩みや、計画の内容などを、1から5の項目で載せております。そして、当課で実施してる事業について、「意識啓発事業」「女性活躍の推進」「情報発信事業」「多様な性のあり方に関する理解の促進」の四つに分類して載せております。

1ページからの「概要」につきましては、説明を割愛させていただきます、5ページを御覧ください。ここからは、当課で実施している事業について載せております。

まず、「1. 意識啓発事業」でございます。「(1) 意識啓発講演会」についてですが、著名な講師を招いて、男女共同参画について考える機会を提供する講演会を、平成4年度から開催しております。開催実績として、これまでの講師と入場者数の一覧をのせておりますが、昨年度は、307人の方に御来場いただきました。今年度は、10月29日（木）に、プロレスラーの蝶野正洋さんを講師に、御講演いただく予定となっておりますので、委員の皆様にもぜひ、足をお運びいただければと思います。

6ページを御覧ください。「(2) 意識啓発事業」として各種啓発活動等を行っているほか、令和6年度から実施しているものが「(3) 男性チャレンジ講座」です。こちらに過去2年間の実績を載せておりますが、今年度の講座内容は現在検討中でございます。

次は7ページを御覧ください。「2. 女性活躍の推進」でございます。「(1) 女性チャレンジ講座」については先ほど資料2-1でも御紹介しましたが、当課のイチ押し事業ですので、改めて御説明させていただきます。対象は八戸圏域に在住または通勤・通学してい

る、18 歳から 49 歳の女性です。令和 7 年度から、対象年齢の下限を 20 歳から 18 歳に拡大しております。受講形態は 2 年間の登録制で、定員は 50 人程度。毎年その半数程度が修了し、翌年に半数程度を募集するといった、1 年ごと、半数入れ替え制とすることで、より多くの受講生との交流を図っているものです。8 ページには昨年度の開催実績と今年度の予定を掲載しております。今年度は、先々週、7 月 9 日に開講式と第 1 回講座を開催し、前年度からの受講者 25 名に今年度の新規受講者 19 名を加えた合計 44 名で、全 7 回の講座を実施してまいります。また、登録受講者とは別に受講者を募集して、講座を体験受講していただく公開講座も開催し、次年度以降の登録につながるよう PR することとしております。9 ページにはこれまでの新規受講者数とその構成を載せております。

次に 10 ページを御覧ください。「(2)女性活躍推進支援事業」でございます。こちらは、女性活躍の必要性の理解や意識醸成、更には就業環境の改善を図り、企業における女性活躍の推進を支援する事業です。市ホームページや広報はちのへ、情報誌「WITH YOU」への記事掲載により、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定の促進や、優良事例の紹介等の啓発活動を行っております。令和 7 年度からは、「えるぼし認定制度」について、広く一般市民にも認知してもらうため、広報はちのへ 10 月号に「えるぼし認定制度」についての記事を掲載し、認定企業の取材記事を掲載したホームページに誘導する取組も行っております。

次に 11 ページを御覧ください。「3. 情報発信事業」です。「(1) 情報誌 WITH YOU」の説明は割愛させていただきますが、本日、皆さまには、最新号である第 56 号をお配りしております。

12 ページにまいりまして、「(2) ロールモデル PR 事業」についてです。この事業は、仕事と家庭生活、地域活動等を両立している人や、固定的な性別役割分担意識にとらわれずに活躍している人など、自分らしい生き方をしている人をロールモデルとして紹介することで、「キャリアデザインの形成」や「働き方を考えるきっかけ」としてもらい、市民や事業所におけるワーク・ライフ・バランスの実践を促進するものです。情報誌「WITH YOU」や「広報はちのへ」に取材記事を掲載するほか、BeFM のラジオ番組で、パーソナリティとの対談を放送し、紹介しております。

次に「(3) 意識啓発動画の発信」です。この動画は、男性の家事参画意識の醸成を図ることを目的に令和 6 年度に制作したものです。この動画を、市公式 YouTube や、市のデジタルサイネージ、当課のインスタグラムで発信しております。YouTube の視聴数がなかなか伸び悩んでおりますので、皆さんどうぞ拡散していただければと思います。

次に、13 ページを御覧ください。「4. 多様な性のあり方に関する理解の促進」です。

「(1) 性的マイノリティ関連講座」につきましては、令和 5 年度から市民も対象として開催しており、こちらにはこれまでの開催実績を載せております。今年度は 10 月 4 日（日）に開催を予定しており、8 月下旬から参加者を募集しますので、委員の皆様にも、ぜひお申込みいただければと思います。

「(2) 多様な性のあり方に配慮した行政サービスの提供」としましては、八戸市職員ガイドラインを作成して、庁内各課に共有しているほか、毎年度、「青森県パートナーシップ宣誓制度」利用者等に対する八戸市における行政サービス提供の状況について、庁内各課に対し調査を行っております。同性パートナーやその家族を対象に含む市の行政サービスに追加・変更がないかですとか、また、サービス提供について問合せの実績等などについてです。

14 ページにまいりまして、窓口用指差しカードを作成して庁内各課へ配布しております。当事者がプライバシーに配慮した対応を希望する場合は、周囲に伏せて意思表示ができるよう、窓口に設置してもらっております。

「(3) リーフレットの作成」の説明は割愛させていただきまして、「(4) 公共施設のレインボーライトアップ」ですけれども、多様な性のあり方についての理解を呼びかけるため、令和 7 年度から、八戸市総合保健センターのレインボーカラーライトアップを開始しました。性的マイノリティの権利を啓発する「プライド月間」である 6 月に実施しております。以上で、男女共同参画事業の概要についての説明を終わります。

●会長

はい、ありがとうございました。ただいまの説明に対して、御質問等ございましたらお願いしたいと思います。

（質問等なし）

●会長

それでは、ないようであれば、「八戸市の男女共同参画事業の概要について」は、以上で終わりといたします。次は審議事項となります。第 6 次八戸市男女共同参画基本計画（二次案）について、事務局から説明をお願いしたいと思います。

●事務局

それでは、第 6 次八戸市男女共同参画基本計画（二次案）について御説明いたします。前期から継続されている委員に置かれましては、前回審議会と重複する説明が多くなりますが、今一度お聞きいただければ幸いです。

資料 3 二次案と資料 4 主要修正箇所等一覧を御覧ください。二次案は、5 月に開催

いたしました令和 8 年度第 1 回審議会でもいただいた御意見や庁内関係課からの意見を反映させております。また、文言の整理なども行いまして、軽微な字句修正等を除く一次案からの修正箇所は朱書きで表示しております。**資料 4**につきましては、一次案からの主な変更箇所をとりまとめたものとなりますが、当該箇所については、二次案の中で併せて御説明いたします。

まず、二次案の表紙を御覧ください。5 行目の「男女一人ひとりが生き生きと暮らすことのできるまち八戸市」の記載についてですが、第 5 次計画では、「男女共同参画社会をめざすはちのへプラン 2022」という計画の副題を掲載していたものの、第 6 次からは副題をつけないこととしたため、計画案における「目指す姿」を掲載した部分となります。

資料 4にも載せておりますけれども、第 1 回審議会において、「男女」以外のかたも包含するよう表現を改めた方がよいのではないかと、との御意見を受けたところですが、この記載については、市条例からの引用部分であり、言い換えできないため、修正せずそのままとしたいと考えております。ただし、「男女」等の性別を限定する表現については、本文中ではなるべく配慮した表現に修正しております。

計画をめぐっていただきまして、2 ページを御覧ください。新たに「序章」として、市民にとって、読み進めていかなくとも計画の全体像がわかるよう計画概要を掲載いたしました。

次に、4 ページを御覧ください。「第 1 章_計画の策定に当たって」の「1_計画策定の背景」には、引き続き、国・県の動き、また、策定の経緯として八戸市のこれまでの動きを掲載しております。

「(1) 国・県の動き」では、2 段落目に、国は第 6 次基本計画の考え方として、社会情勢の現状、予想される環境変化及び課題を挙げた上で、男女共同参画の推進による多様な幸せ（well-being）の実現のため、取り組むべき事項と政策を定めていること、そして、3 段落目以降に困難な問題を抱える女性への支援、雇用環境整備、女性活躍に関する法律の制定・改正について掲載しています。最後の段落では、県の動きを掲載しています。

「(2) 八戸市の動き」としましては、当市が、全国的にも早い時期から男女共同参画社会づくりの必要性を認め、平成 8 年度に第 1 次となる男女共同参画社会をめざすはちのへプランやその実施計画を策定したこと、平成 13 年度には、八戸市男女共同参画基本条例の制定や男女共同参画都市宣言を行い、意識啓発や環境整備などに取り組んできたことを記載しております。

6 ページを御覧ください。「2_計画策定の趣旨」についてです。計画策定の趣旨といたしましては、第 5 次計画までの継続的な取組により固定的な性別役割分担意識や家事分担における意識の変容など、一定の成果も見られる一方で、家庭生活等、様々な場面にお

ける男女の平等感や職場における管理職の男女比率など、未だ十分な成果が得られていない状況であること、また、第5次計画策定から5年が経過し、当市を取り巻く状況が変化していることから、これまでの取り組んできた施策について、状況に即した見直しを図り、実効性のある「第6次計画」を策定する旨記載しております。

「3_計画の位置付け」については、第5次計画から変更はございません。本計画につきましては、八戸市男女共同参画基本条例に基づき、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画として策定します。また、本計画は、女性活躍推進法第6条第2項の規定による、八戸市推進計画として位置付けます。

7ページにまいりまして、「4_計画の期間」については、第5次基本計画と同様の5年間といたします。ただし、期間内において、社会経済情勢などの変化に適切に対応するため、必要に応じて基本目標や施策の基本方向など、計画の見直しを行います。

次に、「5_計画の進行管理」についてです。こちらも第5次計画から変更はございません。第5次計画と同様に、計画の着実な推進を図るため適切な進行管理を行うこととし、毎年度、計画に登載している実施施策について、事業担当課に対し取組状況の調査を実施し、審議会に対し進捗状況を報告し、委員の皆様から御意見をいただきます。また、進行管理の状況については、市のホームページでも公表します。

次に、9ページをお開きください。「第2章_計画の目指す姿」では、八戸市の現状について御説明した上で、第6次計画で目指す方向性を示しております。

「1_アンケート結果から見える八戸市の現状」は昨年実施した市民・事業者のアンケートの結果から、全体の施策に関わってくる設問を抜粋して紹介している項目になっています。

「(1) 市民の各分野における男女の平等感」は、家庭や職場などの分野で「男女は平等になっていると思うか」という設問の回答をグラフにまとめたものです。「平等」と答えた方の割合を見ていきますと、「学校教育の場」では一番高くなっているもののそれ以外では低く、特に「政治の場」「社会通念、習慣、しきたり」の分野で低くなっています。また、今回のアンケートでは「社会全体」の平等感を尋ねる設問を追加しましたが、こちらも「政治」や「社会通念」などと同等に低くなっています。10ページの図2、図3は、特に男女の認識差が大きかった「家庭生活」「法律や制度」分野を男女別に表示したものです。

次に、11ページの「(2) 市民の固定的性別役割分担意識」についてです。こちらは、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という、性別で役割分担を固定する考え方についてどう思うか、をまとめた結果です。「賛成」、「どちらかといえば賛成」と答えた方の割合は三割ほどで、固定的性別役割分担意識は未だに根強くあり、また、男女で認識に

差があることも見てとれます。12 ページの図 5 は、年齢別にまとめたグラフですが、若年層ほど固定的な性別役割分担に反対する傾向が見られました。

13 ページの「(3)男性の家庭参画のために必要なこと」は、女性活躍推進には男性の家庭参画も重要ということから、今回新たに掲載した項目です。男性が育児・介護・家事・地域活動に積極的に参加するために必要なことを複数回答可で尋ねておりますが、「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよくはかる」「男性の育児・家事参加について職場の上司や周囲の理解をすすめる」等が高い結果となっています。

14 ページの「(4) 多様な性のあり方に関する理解」も、今回新たに掲載した項目です。図 7 は「性的マイノリティ」という用語の認知度、図 8 は理解の増進についてどう考えるかを尋ねた結果ですが、認知度は高く、理解増進を進める必要があるという前向きな回答が多い結果となっておりました。

15 ページ「(5) 行政が力を入れるべきこと」も今回新たに掲載した項目で、「育児や介護中であっても仕事が続けられるよう支援すること」「保育の施設やサービス、高齢者や病人の施設や介護サービスを充実すること」など、生活に直結したサービスの充実が求められていることがわかります。

16 ページの「(6)男女別の雇用状況」では、従業員の男女別、正規、非正規別のグラフですが、未だに男性の正規従業員が中心となっていることが伺え、女性は非正規の割合が高い状況です。下段の「(7) 管理職の男女比率」のグラフでは、管理職の 8 割以上が男性であるという結果となっています。

17 ページにまいりまして、「2_目指す姿」です。これまでの前提を踏まえて、第 6 次計画でも第 5 次から引き続き、「男女一人ひとりが生き生きと暮らすことができるまち 八戸市」を目指すこととしています。

ページ下部からは、目指す姿を実現するために達成すべき基本目標について記載しています。基本目標については、内容について、第 5 次計画を引き継ぐ形で踏襲しておりますが、国の男女計画の施策体系の順に合わせるように実施施策の順序等体系を修正しており、それに伴い、基本目標の名称及び説明内容も修正しております。

基本目標は三つあり、「基本目標Ⅰ_性別にかかわらず誰もが個性と能力を発揮し活躍できる社会」、「基本目標Ⅱ_すべての人の人権と尊厳が守られ健康で安全安心に生活できる社会」、「基本目標Ⅲ_男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり」で構成しております。

一次案からの修正箇所といたしましては、17 ページ 16 行目に「ウェルビーイング」

に関する記載を追加いたしました。また、21 行目「基本目標Ⅰ」の説明におきまして、上部の「2_目指す姿」と重複する内容があったことから、文章を整理しております。

18 ページ 2 行目「基本目標Ⅱ」においては、一次案で「すべての人の人権と尊厳が尊重され健康で安全安心に生活できる社会」としていたものを、「人権と尊厳が守られ」に表現を修正しております。

また、10 行目では、基本目標Ⅱの説明文中「すべての市民が平穏に暮らすことができるよう、ライフステージに応じた健康の保持増進」の「ライフステージに応じた」を「生涯を通じた」に修正いたしました。こちらにつきましては、**資料 4** 2 ページ目に載せておりますが、事業所管課から「ライフステージ」と「ライフコース」の使い分けについて意見があったもので、二次案 28 ページ 7 行目の部分も関連して修正しております。

ページをめくっていただき、19 ページには、「4_施策の体系」として体系図を掲載しています。左側から「目指す姿」を実現するための三つの基本目標と、それに対応した施策の基本方向を示し、一番右側では、それぞれに連なる実施施策を、取組の内容ごとに記載しています。第 5 次計画からの大きな変更点としては、「Ⅲ-1_地域における男女共同参画の推進」に、新たに実施施策「(1) 女性の自己実現や活躍に対する支援」と「(2) 女性が活躍でき、暮らしやすい地域づくりのための男女共同参画の推進」を追加している点となります。こちらについては、現在、女性が地方を離れる動きが加速しており、女性が活躍でき、暮らしやすい地域づくりの必要性が高まっていることから、女性に選ばれる地域を作るための施策として位置付けるものとなります。

それぞれの基本方向やその下に連なる施策につきましては次の「第 3 章_計画推進のための取組」で説明いたします。こちらの表における一次案からの修正箇所としては、先ほどの「基本目標Ⅱ」の「人権と尊厳が守られ」に加え、「Ⅰ-3- (2) 女性のキャリア形成支援」について、**資料 4**の 2 ページにも載せておりますけれども、第 1 回審議会で「キャリアアップ」ではなく、「キャリア形成という表現が適切ではないか」との御意見をいただいたことから併せて修正しております。なお、他の「キャリアアップ」との記載箇所についても、同様に修正いたします。

21 ページをお開きください。第 3 章では、基本目標ごとに「現状と課題」として、その基本目標における現状や課題と、それに対し取り組んでいく基本方向を説明するとともに、重要業績評価指標 (KPI) として、各基本目標の施策の進捗状況を確認するための指標を設定することとしております。KPI につきましては、基本的に第 5 次計画と同様の指標を考えており、新たな体系に沿って、各基本目標に振り分けております。基準値と計画期間終期の目標値が空欄となっておりますが、今後、事業課との協議により、確定してまいります。

23 ページからは、さらに細分化した基本方向ごとに、その概要についての説明と実施施策を記載しております。

それでは、改めまして各基本目標に係る取組を説明いたします。21 ページにお戻りください。「基本目標Ⅰ_性別にかかわらず誰もが個性と能力を発揮できる社会」です。

まず、「現状と課題」の前段では、当市が実施したアンケート結果から、男性の育児休業取得率が女性に対し低いことや、指導的地位における女性割合として事業所の女性管理職割合が未だ低い水準にあること、また、従業員に占める男女別正規従業員比率も男女間で大きな格差が生じていることを記載しております。続く後段では、前段の現状を改善するため、働くことを希望する全ての人が、仕事と育児・介護等を含む生活との両立のしづらさを感じることなく働き続けることのできる環境が重要であること、雇用の場において、指導的地位への女性登用が進展するよう、事業者に対する働きかけやキャリア形成支援等を通じて女性の社会進出を後押しする必要がある、施策の基本方向として、「多様で柔軟な働き方を選択できる環境の整備」「政策・方針決定過程への女性の参画拡大」「女性の経済的自立に向けた環境整備」に取り組むこととしています。

22 ページにまいりまして、KPI には市男性の職員の育児休業取得率、市の審議会などにおける男女構成比率の少ない方の割合、市職員の管理職に占める女性の割合、創業や事業承継する人を支援する事業である「はちのへ創業・事業承継サポートセンター」の支援により起業した女性の人数、女性のビジネススキル向上などのための事業として実施している「女性チャレンジ講座」の受講生講座満足度を設定したいと考えております。

23 ページにまいりまして、「基本方向Ⅰ-1_多様で柔軟な働き方を選択できる環境の整備」です。ここでは、多様で柔軟な働き方の普及啓発や雇用環境整備、仕事と育児、介護の両立支援に関する施策を展開します。23 行目「(2) 仕事と育児、介護の両立支援」に係る説明においては、事業所管課からの意見に基づき、記載を修正しております。資料4では2 ページに載せております。

24 ページにまいりまして、「Ⅰ-2_政策・方針決定過程への女性の参画拡大」です。ここでは、管理職等の指導的地位における女性の参画を拡大させるための施策を展開します。「Ⅰ-3_女性の経済的自立に向けた環境整備」については、女性の経済的自立に向け、性別にかかわらず活躍できる雇用環境整備と、ビジネススキルの向上や就業支援などによる女性のキャリア形成を支援する施策を展開します。

実施施策「(1) 雇用における男女の機会均等の促進」には、一次案からの変更点として、「補助金の交付などを通じた多様な人材が働きやすい職場環境の整備の支援」を追加しております。一次案では、「Ⅲ-1- (2) 女性が活躍でき、暮らやすい地域づくりのため

の男女共同参画の推進」の施策として載せていたものですが、こちらにも関係する施策であることから追加したものです。

26 ページにまいりまして、「基本目標Ⅱ_すべての人の人権と尊厳が守られ健康で安全安心に生活できる社会」です。まず、「現状と課題」の前段では、生涯を通じた健康保持のため、性差に応じた的確な保健・医療を受けることが必要であること、貧困等の生活上の困難を抱える人の背景には、貧困問題にとどまらない、就労困難や心身の病気などに関する多様な課題が複合的に生じている場合があること、そして、障がいの有無、外国人やルーツが外国であること、性的指向・ジェンダーアイデンティティに関することなどに対し、理解不足や無関心による差別や偏見で生きづらさを抱えている人が顕在化している状況、災害発生時においても個々の事情やニーズの違いなどに配慮する必要性と個別の対応が求められていることを説明しています。続く後段では、前段の状況を改善させるために必要なことを並べた上で、生涯を通じた健康への支援、性別に起因するあらゆる暴力の防止、貧困等生活上の困難に対する支援と多様性の尊重、男女共同参画の視点を取り入れた地域防災推進に取り組むことの必要性を記載しています。

14 行目においては、「性的指向・性自認（性同一性）に関すること等」を「性的指向及びジェンダーアイデンティティなど」に修正しております。資料 4の 3 ページに載せておりますけれども、当市の第 5 次計画では、「自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識」について「性自認」を用いておりましたが、令和 5 年に制定された LGBT 理解増進法において、当該意識について「ジェンダーアイデンティティ」と定義されたことから修正するものです。「性自認」については、他の記載箇所についても、同様に修正いたします。

27 ページにまいりまして、KPI には女性がん検診の受診率、市民を対象とした健康づくり講座及び初めて赤ちゃんを迎えるための心の準備・親の役割について夫婦で学ぶための両親学級の開催回数と受講者数、認知症の人や家族を見守る応援者である認知症サポーター数、生活困窮者対象の就労支援による就労者数、八戸市防災会議における女性委員の割合、市内の自主防災組織の活動範囲でカバーされている世帯数の割合を設定したいと考えております。

2 行目においては、「各種がん検診の受診率」を「女性がん検診の受診率」に修正しております。こちらにつきましては、資料 4の 3 ページに載せておりますけれども、KPI として、「乳がん」「子宮頸がん」のみを採用する場合、「女性がん」との表現が適切であるとの事業所管課からの意見に基づき修正するものです。

なお、本 KPI については、第 1 回審議会において、「健康づくり推進課による住民健診数値を採用しているが、職域検診やドック等の市のがん検診以外の数値も拾わなければ現実に即さないのではないか」との御意見をいただいたところです。確認しましたとこ

ろ、がん検診情報の一体的な把握について、厚生労働省が課題として検討を始めたものの、現時点では市町村が職域検診やドック等の検診状況を把握することは困難な状況とすることで、現状では、これまでどおり、把握し得る住民健診数値を引き続き KPI とさせていただきたいと考えております。

28 ページにまいりまして、「基本方向Ⅱ-1_生涯を通じた健康への支援」では、生涯を通じた健康への支援と、妊娠・出産・産後における健康を支援する施策を展開します。

7 行目「(1) 生涯を通じた健康の保持増進」の説明においては、事業所管課からの意見に基づき、「ライフステージ」を「ライフコース」に修正いたします。資料 4の 3 ページに載せておりますけれども、「ライフステージ」は「人間の一生において節目となる出来事によって区切ったそれぞれの段階」を、「ライフコース」は「胎児期から高齢期に至るまでの人の生涯を経時的に捉えたもの」という整理で、修正意見があったものです。

「Ⅱ-2_性別に起因するあらゆる暴力の防止」では、すべての人の人権が尊重され、安全安心に暮らすことができるよう、DVのほか、性犯罪やセクシュアルハラスメント等の性別に起因する暴力の防止と被害者への支援の施策を展開します。

29 ページをお開きください。「Ⅱ-3_貧困等生活上の困難に対する支援と多様性の尊重」では、貧困等の生活上の困難に対する支援と、多様な人々に対する理解を進める施策を展開します。

「Ⅱ-4_地域防災における男女共同参画の推進」では、災害時の不安を軽減・解消するための施策を展開します。

31 ページにまいりまして、「基本目標Ⅲ_男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり」についてです。「現状と課題」では、市民アンケートの結果から、町内会等の地域活動への参加経験は男性と女性で大きな差がない一方、町内会長に占める女性の割合は依然として低いこと、学校教育の場を除くほとんどの分野において男女の平等感が低い水準にあり、固定的な性別役割分担意識がいまだ根強く残っていること。そして、その状況が若者や女性の地方から都市への転出に繋がっている可能性に触れた上で、状況を改善するために、地域における男女共同参画の推進や男女共同参画社会への関心や理解の促進に取り組むことを記載しております。

32 ページにまいりまして、KPI には、町内会長に占める女性の割合、市民アンケートにおいて「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という性別で役割を固定する考え方に反対する人の割合、同じく市民アンケートにおいて「社会全体において「男女が平等」と思う人の割合」を設定したいと考えております。

KPI の二つ目は、一次案では、「夫は仕事、妻は家庭という考え方に「反対」、「どちら

かといえば反対」と答えた方の割合」、KPI の三つ目は、「社会全体でみた、男女の地位について「平等」と答えた方の割合」だったものを、それぞれ表現を修正しております。

なお、男女の地位の平等感については、第 5 次計画では「家庭生活、職場、学校教育、地域活動、法律・制度、社会通念・慣習・しきたり、政治」の七つの分野全てを指標としておりましたが、第 6 次では「社会全体において男女が平等と思う人の割合」を指標としたいと考えております。

33 ページをお開きください。「Ⅲ-1_地域における男女共同参画の推進」では、持続可能な地域づくりのため、女性が自己実現を図り活躍するための施策や、多様な住民が地域活動に参画するための施策を展開します。

三つの実施施策を予定しており、(1) と (2) については、第 6 次計画で新たに追加する施策です。「(1) 女性の自己実現や活躍に対する支援」は、女性のまちづくり活動に対するサポート、ネットワークづくりの支援や人材育成に取り組む内容となっております。

「(2) 女性が活躍でき、暮らしやすい地域づくりのための男女共同参画の推進」は、女性が活躍するための雇用環境整備の支援、固定的な性別役割分担意識の解消の推進や女性活躍に対する理解促進、男女共同参画に係る意識啓発などに取り組む内容となっております。

「(3) 地域活動における男女共同参画の推進」は、町内会の加入促進をはじめとする活動促進や次世代の担い手育成、市民による地域活動に対する支援などに取り組む内容となっております。

「Ⅲ-2_男女共同参画社会への関心と理解の促進」では、市民が男女共同参画社会に関心を持っていただき、その理念について理解していただくための施策を展開します。

次に、36 ページを御覧ください。重要業績評価指標はⅠからⅢの基本目標それぞれのページに掲載しておりますが、第 6 次計画では参考として末尾に全業績評価指標の一覧を掲載いたします。

37 ページをお開きください。ここからは、「第 4 章_資料編」として、関係法令、策定経緯を掲載いたします。一次案で掲載について検討中としていた「用語の解説」につきましては、解説が必要な用語は、本文中に脚注として掲載することで、資料編には掲載しないことといたしました。

続きまして、第 6 次計画の登載事業（案）について御説明いたします。**資料 5**を御覧ください。計画上の実施施策に紐づく登載事業について、現行の第 5 次計画登載事業を第 6 次計画の体系に組み替えて登載する方針として、庁内関係課へ照会し、とりまとめを行いました。再掲を除き 113 事業となっており、新規事業は 1 件ございました。

3 ページ「女性のキャリア形成支援」の事業番号 34「はちのへ未来創造塾運営事業」で、産学官金連携により、地域課題をビジネスで解決する人材及び地方創生を担う人材の育成を図るものでございます。この事業は、8 ページの「女性の自己実現や活躍に対する支援」にも位置付けております。

なお、第 6 次計画は令和 9 年度からを計画期間としており、個別事業の実施は予算的な兼ね合いもあることから、登載事業については、最終的に年度末に実施予定の令和 9 年度事業一覧作成に係る調査を経て確定することとなります。

次に、「策定スケジュールについて」御説明いたします。**資料 6**を御覧ください。前回審議会でお示したものと同じものですが、第 6 次計画策定に当たっては、今後、2 回の審議会及び庁内検討委員会を開催し、パブリックコメントにより市民の意見を広く募集したうえで、来年 3 月末の策定を目指します。

二次案と登載事業（案）への御意見につきましては、資料を確認していただく時間をまして、8 月 6 日（木）までに「意見等提出票」にてお寄せいただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

以上で、第 6 次八戸市男女共同参画基本計画（二次案）についての説明を終わります。

●会長

はい、ありがとうございました。ただいま、計画二次案について説明をいただきました。二次案は、前回の審議会に出された意見や庁内関係課からの意見について、修正や追加などを検討して反映させたほか、文言の整理などもされたということです。

そして、二次案についての御意見は、後日の提出ということです。今日の説明を聞いたうえで、持ち帰って改めて資料の方を御確認いただいてからということですが、この場で質問しておきたいことなどありましたら。また、既に御意見をお持ちの方などいらっしゃいましたら、御発言をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

持ち帰ってから改めてということですのでよろしいですか。

●会長

それでは、いまこの場での御発言、御意見等はないということで承知しました。それでは、第 6 次八戸市男女共同参画基本計画（二次案）については、以上で終わりといたします。

本日予定されていた案件は以上となりますので、次は「その他」に移ります。

次第6 その他

●会長

今回、新しく2名の委員をお迎えしました。これから2年間、このメンバーでお付き合いいただきますので、今日はお二方、欠席の方もいらっしゃいますけれども、委員の皆様から自己紹介ということで一言ずつお願いしたいと思います。市の取組への御感想でも、この審議会に対する意気込等でも、なんでも結構ですので一言ずつ頂戴できればと思います。

〔委員自己紹介〕

●会長

皆様ありがとうございました。引き続き約2年間となりますが、よろしくお願いいたします。

ではそのほか、委員の皆様から全体を通して何かございましたら御発言いただきたいと思いますが、よろしいですか。

(委員から特になし)

●会長

では、ないようでであれば、事務局から何かございますでしょうか。

●事務局

皆様、本日はお忙しい中、長時間ありがとうございました。第6次計画の二次案については、お帰りになってから改めて内容を御確認いただきまして、8月6日(木)までに御意見を事務局の方にお寄せいただければと思います。

それから、次回、第3回審議会は、10月上旬の開催を予定しております。詳細につきましては、皆様の日程を調整のうえ、追ってお知らせしますので、どうぞよろしくお願いいたします。事務局からは以上です。

●会長

それでは、以上で本日予定しておりました案件がすべて終了しましたので、進行を事務局へお返ししたいと思います。

次第7 閉会

●司会

会長、そして委員の皆様、本日はありがとうございました。

重ねてのお願いとなりますけれども、計画二次案についての御意見の提出をよろしく
お願いいたします。本日お配りしました「二次案に対する意見等提出票」に御記入のう
え、8月6日（木）までにメールまたはFAXでお送りください。先週お送りしたメール
に Word ファイルを添付しておりましたので、そちらも御利用いただければと思います。

それでは、これもちまして、令和8年度第2回男女共同参画審議会を終了いたしま
す。皆様、大変お疲れさまでした。